

安中市公告第 53 号

令和 7 年 6 月 4 日付け安中市公告第 42 号により公告した安中農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

安中市の住民は、当該農業振興整備計画の変更案について下記縦覧期間満了の日までに意見を提出することができる（提出された当該意見の要旨及び処理の結果を同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告する。）。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 7 月 3 日

安中市長 岩井 均



1. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 7 年 7 月 4 日

至 令和 7 年 8 月 4 日

2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

安中市役所みりよく創出部農林課

安中市松井田町新堀 245 番地